特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	こども医療費の助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、こども医療費助成に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年10月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

【事務の概要】				
【事務の概要】 中反の国市こども医療費助成要網による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、こども医療費助成受給資格者を設定を行し、現物能付又は償還払いにより医療費を削成する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 受給資格者の登録 ② 受給資格者の登録 ③ 助成金の支胎 ③ 助成金の支胎 ⑤ 登録事項変更 ② 計解的の対象 ② 日体内統合宛名システム ② 日体内統合宛名システム ② 日体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ② おな 中間サーバー ② 特定個人情報ファイル(MISALIO 子育でソリューション) ③ 個人番号の利用 本会上の根拠 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部4の項 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 実施り有無 ② 実施り有無 ② 実施する 〕 実施する ② 実施しない ③ 未定 【情報提供の根拠】 ・寄号法 第19条第9号	1. 特定個人情報ファイル	レ <mark>を取り扱う事務</mark> 		
伊豆の国市にども医療費助成業網による医療費助成業網による医療費助成する。 「特定側人情報を取り扱う事務の具体的な内容」 ① 受給資格者面の交付 ② 助成金の支給 ② 教育教者面の交付 ③ 助成金の支給 ② 教育教育面の交付 ② 助成金の支給 ② 可は内域会配名システム ② 回体内域会配名システム ② 中間サーバー 2. 特定個人情報ファイルを こども医療費助成情報ファイル(MISALIO 子育でソリューション) 3. 個人番号の利用 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・伊豆の国所行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部4の項 4. 情報提供ネットワーグシステムによる情報連携 「実施の有無 ② 実施する 」)実施する ② 実施しない。 ③ 未定 【情報限会の規則】 ・番号法 第19条第9号 【情報提供の規則】 「情報提供の規則】 「情報提供の規則】 「情報提供の規則】 「情報提供に対行わない。 5. 評価実施機関における担当部署 ② 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ② 野属長の役職名 ことも家庭センター長	①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務		
② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ② 中間サーバー ② 中間サーバー こども医療費助成情報ファイル(MISALIO 子育てソリューション) 3. 個人番号の利用 3. 個人番号の利用 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部4の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1)実施する 2)実施しない。 3)未定 ②法令上の根拠 	②事務の概要	伊豆の国市こども医療費助成要綱による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、こども医療費助成受給資格者証を発行し、現物給付又は償還払いにより医療費を助成する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 受給資格者の登録 ② 受給資格者証の交付 ③ 助成金の支給 ④ 助成金の返還		
3. 個人番号の利用 ***	③システムの名称	② 団体内統合宛名システム		
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル	ν名		
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部4の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する 」	こども医療費助成情報ファイ	ル(MISALIO 子育てソリューション)		
・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部4の項	3. 個人番号の利用			
①実施の有無 [実施する] (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 (情報照会の根拠] ・番号法 第19条第9号 [情報提供の根拠] 情報提供は行わない。 5. 評価実施機関における担当部署 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②所属長の役職名 こども家庭センター長	法令上の根拠	▶・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 ┃		
①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 [情報照会の根拠] ・番号法 第19条第9号 [情報提供の根拠] 情報提供の根拠] 情報提供は行わない。 5. 評価実施機関における担当部署 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②所属長の役職名 こども家庭センター長	4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携		
②法令上の根拠 ・番号法 第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②所属長の役職名 こども家庭センター長	①実施の有無	1) 実施する 2) 実施しない		
①部署 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②所属長の役職名 こども家庭センター長	②法令上の根拠	·番号法 第19条第9号 【情報提供の根拠】		
②所属長の役職名 こども家庭センター長	5. 評価実施機関におけ			
	①部署	健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター		
	②所属長の役職名	こども家庭センター長		
	6. 他の評価実施機関			

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター

郵便番号:410-2396

請求先 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6

電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター

郵便番号:410-2396

連絡先 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6

電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76-8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		7年1月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関につい] い ては、それぞれ重	直点項目評価書	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
#XC10 C0 ~O°						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワーク	クシステムを通じ	た提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	く選択肢>[十分である]1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し必ず複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えら れる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	く選択肢>[十分である]2) 十分である3) 課題が残されている				
判断の根拠	・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請手続きにおいて、必要な項目のみ記入するよう記載例を作成している。また、医療費助成システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、複数人でのチェックを行っていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及史口	横日	【情報照会の根拠】	【情報照会の根拠】	促山时州	佐山时州に深る武明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報無宏の(成例) ・番号法 第19条第8号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市 長の部5の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報無法の依拠】 ・番号法 第19条第9号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市 長の部5の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育で相談センター ②保健福祉・こども・子育て相談センター長	①市民環境部 市民課 ②市民課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2901 ファックス: 055-948- 1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2901 ファックス: 055-948- 1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民環境部 市民課 ②市民課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更
令和6年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76- 8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更
令和6年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第9号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市 長の部5の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②こども家庭センター長	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka,jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76- 8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuokajp	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76- 8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuokajp	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し必ず複数人での確認を行っている。・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。これらの対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加

令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 該当対策は十分か【再掲】	2)十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 判断の根拠	・対象者からの申請に基づき特定個人情報を 入手するため、目的外の入手が行われること はない。そのうえで、事務に必要のない情報を 入手することがないよう、申請手続きにおい て、必要な項目のみ記入するよう記載例を作 成している。また、児童手当システムへの入力 に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕 様としているほか、複数人でのチェックを行っ ていることから、目的外の入手が行われるリス クへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・伊豆の国市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提	事前	標準準拠システムへの移行 に伴う見直し